

岩手県監査委員告示第29号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第11号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王  
岩手県監査委員 川村 伸 浩  
岩手県監査委員 五味 克 仁  
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立遠野病院
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和5年11月15日から同月16日まで
  - (2) 本監査実施日 令和6年1月22日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年3月1日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給していないものが1件、91,770円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	指摘された1件について、令和5年11月30日に支給を行った。  転入から日数が経過してからの転居について、1年以内であれば赴任旅費の対象となる認識が担当職員になかったことが、支給漏れの原因であった。  課内で事例共有したほか、担当が変わる際の業務引継項目に注意事項として記載することとした。  また、支給漏れを防ぐため、決裁前に複数人がチェックする体制に改めた。